

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五項中「又は第二項第二号本文」を削る。

附則第四項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加える。

附則に次の一項を加える。

8 障害のある職員のうち、教育長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第一条及び別表（休憩時間に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。